

令和5年度 雇用管理の改善及び事業の合理化計画

～計画の作成及び認定の考え方～

1 はじめに

山梨県では、雇用管理の改善と事業の合理化に一体的に取り組もうとする意欲と能力のある林業事業主の方々の「認定」を行っています。

認定を受けた林業事業主は「認定事業主」とされ、山梨県及び山梨県林業労働センター（以下、「センター」という。）の指導や支援を受けることができます。

この認定を受けるためには、雇用管理の改善及び事業の合理化計画（計画期間5年間）（以下、「改善計画」という。）を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

2 事業主の要件

次の2つに該当し、林業労働者を「雇用」している事業主が該当します。

- ・森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体。
- ・造林業、育林業又は素材生産業を営む者または、これらの者の組織する団体

また、「山梨県林業事業体雇用管理の改善及び事業の合理化計画認定要領」（以下「要領」）第2の1（1）及び（2）が要件となります。（暴力団排除条例に関する項目：暴力団関係者でないこと）

なお、「要件」に該当しないことが判明した場合や、虚偽の申請を行った場合、認定を取り消すことがあります。

3 認定申請の手続き

（1）改善計画の作成の方式

改善計画の作成には次のような方法がありますが、本県では④により、認定しています。

- ① 事業主が単独で作成する改善計画
- ② 複数の事業主が共同で作成する改善計画
- ③ 単独の事業主とセンターで作成する改善計画
- ④ 複数の事業主とセンターで作成する改善計画

※ ④の場合のみ、委託募集を利用できるため。

(2) 計画の内容

林業労働者を確保するため、改善計画は「雇用管理の改善」と「事業の合理化」の両方を一体的に作成しています。

事業主が取り組むべき改善措置に対する指針は、「山梨県林業労働力確保促進基本計画」で定めています。(※別添「参考」参照)

〔基本計画で定める改善措置〕

① 雇用管理の改善を促進するための措置

実施項目	改善措置の例
ア 雇用管理体制の充実	雇用管理者の選任
イ 雇用関係の明確化	雇用に関する文書の交付
ウ 雇用の安定化	雇用の通年化、月給制の導入
エ 労働条件の改善	有給休暇の取得、労働災害の防止
オ 募集・採用の改善	労働センターの委託募集の活用
カ 教育訓練の充実	OJT、OFFJT 研修の計画的実施
キ 高年齢労働者の活躍の促進	知識・経験に応じた配置、 高齢者の安全対策措置
ク その他	雇用管理の改善を促進するために有効な措置

② 事業の合理化を促進するための措置

実施項目	改善措置の例
ア 事業の安定確保	事業規模の拡大、素材生産・施業集約化への取組
イ 生産性の向上	機械化の促進、オペレーターの育成
ウ キャリア形成支援	段階的・体系的な研修等の受講の促進

※ 計画書記入例を参考に改善計画を作成してください。

(3) 計画の申請

作成した改善計画は、資料 No.3 を参照の上、管轄の林務環境事務所へ提出してください。

4 認定について

申請された計画が次のいずれにも適合すると認められる場合、認定されます。

- ① 改善措置の目標、内容、実施時期が基本計画に照らして適切であること
- ② 改善措置の内容、実施時期、必要な資金の額及びその調達方法が、改善措置の目標を確実に達成するために適切であること。
- ③ センターに募集を委託する場合は、募集に係る労働条件、内容が適切であり、労働者の利益に反しないものであること。
- ④ 常時5人以上の林業労働者を雇用する事業所ごとに、次の事項を管理させるため雇用管理者が選任されていること、または選任するとしていること。
 - ア 労働者の募集、雇入れ及び配置
 - イ 労働者の教育訓練
 - ウ 労働者名簿及び賃金台帳
 - エ 労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度、その他福利厚生
- ⑤ 林業労働者を雇用したときに、次の事項を明確にした文書を労働者に対して交付していること、または交付するとしていること。
 - ア 事業主の氏名または名称
 - イ 事業所の名称及び所在地
 - ウ 雇用期間
 - エ 業務の内容
 - オ 雇用保険及び中小企業退職金共済制度に関すること

また、認定は次の事項について留意して行うこととされています。

- (1) 改善計画の申請事業主が、当該計画に基づく改善措置を履行する意欲と能力を有する者であることが認められること。
- (2) 雇用管理の改善及び事業の合理化の双方について取り組むものであること。また、募集・採用の改善について計画している場合は、その他の雇用管理の改善に関する措置についても計画していること。
- (3) 労働時間、労働者の安全衛生その他労働条件等の内容を計画する場合、労働基準法等その他の労働基準関係法令に適合するものであること。
- (4) 計画を更新する場合、前回作成した改善計画の達成状況についても考慮する。

5 認定後の改善計画の実施、報告及び指導等

改善計画が認定された場合、「認定事業主」は、改善計画に沿って各種改善措置を実施の上、毎年実施状況の報告義務があります。

○改善計画の実施状況報告

→毎年次6月末までに 「改善措置実施状況報告（様式13）」

提出先：林業労働センター

○5ヶ年の改善計画期間満了

→期間満了翌年の6月末までに 「改善措置実施結果報告（様式14）」

提出先：林業労働センター

※ 改善計画の実施状況に応じ、期間途中で聞き取り調査や指導を行う場合があります。

6 改善計画の変更

(1) 変更申請

認定を受けた改善計画の変更について、次の場合は「改善計画変更認定申請書（様式7）」により、知事の認定を受ける必要があります。

- ① 改善措置の目標を変更する場合
- ② 改善措置の項目を追加又は廃止する場合
- ③ 改善計画の実施期間を変更する場合
- ④ 改善措置の実施に係る資金計画について、各内訳の設備投資額が概ね3割を超えて変更する場合

※ 変更申請の手続きは、通常の申請手続きと同様となります。

(2) 変更届（軽微な変更）

上記（1）①～④以外の軽微な変更は、「改善計画変更届出書（様式8）」を提出してください。

[届け出内容の例]

事業所所在地、事業主の変更等

※ 届出書は、変更後の登記事項証明書を添付の上、管轄の林務環境事務所長に提出してください。

7 認定事業主が利用できる主な支援制度（資料No.2 参照）

（1）法に基づく支援制度

- ア 林業・木材産業改善資金助成法の特例（法第7条）
福利厚生施設の設置に対する貸付資金の償還期間が5年間延長される。
※ 通常10年以内→15年以内
- イ 国有林野事業における配慮（法第9条）
国が国有林野事業に係る森林施業を他に委託して行う場合は、認定事業主に委託するよう配慮される。
※ 国有林野事業の入札参加資格審査において、当該認定事業主が有する等級区分の格付の直近上位及び直近下位の等級への入札参加が認められる。
- ウ 林業労働者の募集の委託（法第12条第1項第1号）
他の事業主及び山梨県林業労働センターと共同で改善措置計画の認定を受けた事業主に限り、労働センターに林業労働者の募集を委託できる。

（2）県で実施している認定事業主に限定した主な支援

- ア 次のページの一覧のとおり。
- イ 山梨県地域森林計画図簿管理要領に基づき、個人情報を含む計画図簿の情報提供を受けることが可能。

（3）国で実施している認定事業主に限定した主な支援事業

- ア 「緑の雇用」事業
- ①トライアル雇用
就業希望者が作業実態や就労条件について理解を深め、適性を判断できるようにするための短期研修の実施の支援。
- ②フォレストワーカー研修
新規就業者に対して、林業に必要な資格取得に加え、安全かつ効率的な森林施業に必要な知識・技能を実地で習得するための3年間の体系的な研修の支援。
- ③フォレストリーダー研修、フォレストマネージャー研修
効率的な現場作業を主導することができる現場管理責任者等を育成するためのキャリアアップ研修の支援。

県で実施している認定事業主に限定した主な支援事業一覧

助成項目	助成内容	助成対象経費	補助率
①労働災害補償保険 上乗せ補償助成	年間 200 日以上林業労働に従事した者に対し、労災保険の上乗せ補償制度に加入した場合、経費の一部を助成。	労災保険の上乗せ補償共済掛金	1/2 以内
②特殊検診（蜂刺されアレルギー検査） 助成	蜂刺されアレルギー検査を受診させた場合、経費の一部を助成。	蜂刺されアレルギー検査受診料 (1人当たり2,415円以内)	1/2 以内
③蜂刺され対策 (エピペン助成)	アドレナリン自己注射器（エピペン）の導入経費の一部を助成。	注射器の導入経費及び使用方法の指導料(1人当たり15千円以内)	1/2 以内
④クマ対策事業	クマ撃退用スプレーの購入経費の一部を助成。	スプレーの購入経費	1/2 以内
⑤高度技能作業訓練 日給補償助成	就業者養成(林業架線)研修受講者に対し日給補償を行った場合、経費の一部を助成。	研修受講者の日給(1人1日当たり10千円以内)	1/2 以内
⑥新規参入者奨励金	40歳以下の従事者を月給制で通年雇用した場合、奨励金を給付。	奨励金(新規採用から2ヵ年)	1年目…月1万5千円以内 2年目…月7千5百円以内
⑦高度技能資格・免許取得助成	各種資格・免許を取得するための講習等を受講させた場合、経費の一部を助成する。	講習受講料	1/2 以内